

日本医薬品卸売業連合会 国際委員会報告書

第4弾

ジェネリック医薬品に関する 薬価制度と流通の国際比較

2017年12月



1

本報告書の目的

2015年6月の経済財政運営と改革の基本方針(いわゆる骨太の方針)2015におけるジェネリック医薬品の数量ベース80%の目標設定と、大型品の特許期間終了により、医療用医薬品市場におけるジェネリック医薬品の流通量が近年急激に増加している。特許切れ品から低価格のジェネリック医薬品への置き換えによる売上および利益の減少と、多種類のジェネリック医薬品の在庫コスト増加の両面から医薬品卸の収益性を圧迫するものであり、医薬品卸はその取扱いの生産性の向上を余儀なくされている。

2015年9月1日発表の「医療用医薬品の流通改善の促進について(提言)」では、ジェネリック医薬品の更なる使用促進については安定供給が前提となる旨を強調し、「少なくとも2017年度央までに流通の混乱を避けるための措置が必要である」と指摘している。2015年9月4日発表の「医薬品産業強化総合戦略」では、ジェネリック医薬品の使用の加速化に伴い必要な施策として、流通の安定化の他に、ジェネリック医薬品の価格帯および製造販売のあり方等、制度や法的規制の検討の必要性を示唆している。

このような背景から、国際委員会では、ジェネリック医薬品の使用が進んでいる欧米4カ国(フランス・ドイツ・イギリス・アメリカ)の制度および流通の状況を基礎に、今後の日本のジェネリック医薬品の安定供給および流通の生産性向上に関する示唆を得る目的で調査を実施した。そして、今後の日本の取組に関する提案を提言としてまとめた。

調査は欧米医薬品卸、日本の製薬企業の現地担当者への質問票送付とヒアリングおよび文献やウェブサイト等の公開資料により行った。質問票送付とヒアリングは2016年9月から2017年4月に実施、文献とウェブサイトは2016年時点での公開資料を使用した。